

●香川県病院局告示第1号

香川県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年香川県条例第48号）第5条第2項から第4項までの規定により、香川県立病院の使用料及び手数料を次のように定め、平成19年4月1日から適用する。

平成19年3月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県立病院の使用料及び手数料

第1条 香川県立病院（以下「県立病院」という。）を利用した場合に徴収する使用料及び手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「算定方法」という。）、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）及び厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）により積算して得た額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による療養の給付をしたときにおいては労働者災害補償保険法の規定に基づき定められた額とし、社会保険によらないで交通事故に係る療養の給付をしたときにおいては算定方法第2号中「10円」とあるのは「15円」と読み替えるものとする。）
- (2) 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額（労働者災害補償保険法の規定による療養の給付をしたときにおいては労働者災害補償保険法の規定に基づき定められた額とし、社会保険によらないで交通事故に係る療養の給付をしたときにおいては当該算定した額に10分の15を乗じて得た額とする。）
- 2 県立病院において、別表第1に掲げる等級の病室を使用した場合に徴収する使用料の額は、前項の規定により積算して得た病室の使用料の額に、当該病室の等級に応じて同表に定める1日当たりの金額に当該病室を使用した日数を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、院長が診療上必要と認めて使用させた場合に徴収する使用料の額は、前項の規定により積算して得た病室の使用料の額のみとする。
- 3 他の病院又は診療所からの文書による紹介がない場合に受けた初診（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）に係る使用料の額は、第1項の規定により積算して得た額に、別表第1に掲げる県立病院の区分に応じ、同表に定める非紹介患者初診加算料の金額を加算した額とする。
- 4 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。）第5号に規定する医薬品を使用する場合の使用料の額は、算定方法により積算して得られた額とする。
- 5 告示第498号第8号の規定により計算した入院期間（以下「計算対象入院期間」という。）が180日を超えた日以後の入院（告示第498号第9号に規定する者の入院を除く。）に係る使用料の額は、第1項の規定により積算して得た額に、告示第498号第10号の規定により積算して得た額に100分の15を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額を加算した額とする。
- 第2条 県立病院を利用した場合において、算定方法に定めのない場合に徴収する使用料及び手数料の額は、別表第1のとおりとする。

第3条 他の医療機関からの依頼によって診療、検査等を行った場合に徴収する使用料及び手数料の額は、算定方法により積算して得た額に1,000分の735から1,000分の1,050までの範囲内で院長が定める率を乗じて得た額とする。

第4条 前3条の規定は、香川県立がん検診センター及び香川県立白鳥病院附属津田診療所に準用する。

第5条 香川県立中央病院駐車場使用料の額は、別表第2のとおりとする。

2 外来診療として人工透析を受ける場合及び外来化学療法を受ける場合は、使用料を免除する。

別表第1（第1条、第2条関係）

1 使用料

(1) 入院料に加算する病室使用料

区分		1人室		2人室		
		等級	1日当たりの金額	等級	1日当たりの金額	
香川県立中央病院	北館	特別室	12,600円			
		A室	5,670円	A室	2,100円	
		B室	4,830円			
		C室	3,255円			
	南館	A室	5,670円	A室	1,890円	
		B室	4,515円			
		C室	2,835円			
香川県立丸亀病院		A室	1,680円	A室	525円	
		B室	1,365円			
香川県立白鳥病院		A室	3,465円	A室	1,680円	
		B室	3,150円			

備考

1 病室の使用が消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当する場合の当該病室使用料の額は、1日当たりの金額から、その金額に105分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を控除して得た額とする。

2 病室の等級は、院長があらかじめ病院事業管理者の承認を受けて定める。

(2) 非紹介患者初診加算料

区分	単位	金額
香川県立中央病院	1回	2,100円

(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、県立病院の利用者が特に院長の承認を受けて県立病院の自動車、電気等を使用した場合に徴収する使用料の額は、所要原価を基準として院長が定める額とする。

2 手数料

(1) 文書手数料

- ア 健康診断書 1部につき 2,100円
- イ 普通診断書 1部につき 2,100円
- ウ 特別診断書

- (ア) 厚生年金に関する診断書 1部につき 5,250円
 - (イ) 国民年金に関する診断書 1部につき 5,250円
 - (ウ) 生命保険・傷害保険に関する診断書 1部につき 5,250円
 - (エ) 身体障害に関する診断書 1部につき 3,150円
 - (オ) 自動車損害賠償責任保険に関する後遺傷害診断書 1部につき 5,250円
 - (カ) 訴訟等関係診断書 1部につき 5,250円
 - (キ) その他の特別診断書 1部につき 5,250円
- エ 死亡診断書 1部につき 3,150円
 オ 死体(胎)検案書 1部につき 5,250円
 カ 診療報酬明細書 1部につき 3,150円

キ 介護保険に関する主治医意見書

区分	入院患者	入院患者以外
	1部につき	1部につき
新規申請者	4,200円	5,250円
継続申請者	3,150円	4,200円

ク 各種の意見書又は証明書

- (ア) 記載内容が複雑なもの 1部につき 3,150円
- (イ) その他のもの 1部につき 1,050円

ただし、2部以上作成する場合において、増加分1部について徴収する額は、キを除き、それぞれの額の半額とする。

(2) 健康診断料

- ア 普通健康診断料は、算定方法により積算して得た初診料に相当する額に100分の105を乗じて得た額とする。
- イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による学校の学生、生徒、児童又は幼児の健康診断料は、前号に定める額の半額とする。
- ウ 各種検査を行った場合は、当該検査につき、算定方法により積算して得た額に100分の105を乗じて得た額を加算する。
- エ レントゲン診断を行った場合は、算定方法により積算して得た額に100分の105を乗じて得た額を加算する。

(3) 予防接種料

予防接種料は、算定方法により積算して得た額に100分の105を乗じて得た額とする。

- (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、集団検診その他院長が必要と認める場合に徴収する手数料の額は、所要原価を基準として院長が定める額とする。

別表第2(第5条関係)

区分	単位	1台当たりの金額
外来診療(健康診断を含む。以下同じ。)を受ける場合	3時間を超える25分までごと	100円
見舞い等のために来訪する場合	30分を超える25分までごと	100円

備考 外来診療を受ける場合における3時間以内の使用及び見舞い等のために来訪する場合における30分以内の使用に係る使用料については、免除する。